

令和4年度 工事名 新港ふ頭7号岸壁保安設備（電気）改修工事（R4）

施工地名 新港ふ頭地区

工期 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

特記仕様書

第1条（共通仕様書の適用）

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」及び国土交通省制定の「電気通信設備工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

土木工事共通仕様書等に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書、電気通信設備工事共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（国土交通省制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面、機器仕様書を優先し、土木工事共通仕様書、電気通信設備工事共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（国土交通省制定）並びに、その他の参考図書の順とする。
		4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	2	受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点、もしくは疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
				3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に基づき施工しなければならない。
				1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提示しなければならない。

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。様式は、（沖縄県技術建設業課HP→工事関係（土木・營繕）→施工体制台帳参考様式）参照。
		6	現場の管理	1	受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
				2	完成通知書の添付書類として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するよう努めなければならない。
		12	琉球石灰岩の違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。 琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。
		13	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全を充分に行うこと。
				2	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
				3	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにしてこと。
				4	さし杵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
				5	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		14	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	6 7 1	下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。 本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
		15	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1 2	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械 [ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW] ・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機 ・ローラ類 ・ホイールローダ（車輪式） ・発動発電機 ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ラフテレンクリーン
		16	建設リサイクルの推進について	1 2 3	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。 受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
		17	ゆいくる材について	4 1	本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事である。 (ゆいくる材の利用) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。

特　記　仕　様　書

[沖　縄　県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				2	<p>また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>(建設廃棄物の搬出)</p> <p>1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p>
				3	<p>(ゆいくる材の品質管理)</p> <p>1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。</p> <p>2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建設技術センターにて「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。</p>
				4	<p>(完成時の提出)</p> <p>受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆいくる材利用状況報告書 ・ゆいくる材出荷量証明書 ・再生資源利用実施書、同利用促進実施書
18	環境対策等について			1	受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。
19	アスベスト含有建設資材の使用			1	原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行す

特　記　仕　様　書

[沖　縄　県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		20	禁止について 電子納品	1	る「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。
		21	工事完成図書の提出	1	工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。
		22	情報共有システムの使用	2	「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。
		22	情報共有システムの使用	1	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システム（沖縄県CALSシステム）を使用するものとする。 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な下記程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により、当該整備が不可能な場合は、監督職員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1 / 10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 / Microsoft Edge 情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
		23	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い	1	受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を、沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
		24	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	2	使用許諾料を支払ったときは、すみやかに監督職員に支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出すること。
		24	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容につ

特　記　仕　様　書

[沖　縄　県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		25	公共事業労務費調査等に対する協力	1	いては、工事成績の評価対象になる。
				2	本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				3	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				4	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
		26	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
				2	受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				3	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
				4	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
		27	ワンデーレスポンスの実施	1	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
				2	この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。
				3	「ワンデーレスpons」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」にすることである。
				4	受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
				5	受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		28	ガイドライン等の遵守について	1	は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築部）及び「工事一部中止に係るガイドライン」（沖縄県土木建築部）によるものとする。
		29	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	1	「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参考とする。 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額：元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乘じた額で行う。
		30	設計図書における資材等の取扱いについて	1	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。
				2	本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
				3	「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		31	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種（いわゆる主たる工種）」が変更となる場合には、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。
		32	不正軽油の使用の禁止等について	1	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
				2	受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
		33	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
		34	工事工程の共有	1	受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
		35	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
		36	アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	1	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、廃棄物という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
				2	発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。
				3	発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。

特　記　仕　様　書

[沖　縄　県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		37	週休2日の試行工事について	1	<p>本工事は、週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。</p> <p>週休2日とは、一週間のうち2日間の休日（現場閉所）を確保することをいう（土日でなくても可）。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振替えの休日を取得するものとする。</p> <p>工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「取得計画表」を作成し、監督職員の確認を得たうえで、施工計画書に添付するものとする。</p> <p>毎月の履行報告書と併せて休日取得状況報告書を提出すること。</p> <p>週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかつた場合の減点はしない。</p> <p>間接工事費等の補正にあたっては、以下の現場の閉所達成状況に応じて、以下に示す補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて精算変更時に割増し補正を行うものとする。精算変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないよう留意すること。</p> <p>なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。また、現場閉所の達成状況を確認後4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。</p> <p>ア) 4週8休以上</p> <p>現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <p>①労務費1.05、②機械経費（賃料）1.04、③共通仮設費率1.04、④現場管理費率1.06</p> <p>イ) 4週7休以上4週8休未満</p> <p>現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合</p> <p>①労務費1.03、②機械経費（賃料）1.03、③共通仮設費率1.03、④現場管理費率1.04</p> <p>ウ) 4週6休以上4週7休未満</p> <p>現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合</p> <p>①労務費1.01、②機械経費（賃料）1.01、③共通仮設費率1.02、④現場管理費率1.03</p> <p>工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。</p> <p>週休2日実施の有無に係らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。</p>
		38	「快適トイレ」設置の試行工事	1	本工事は、建設現場の環境改善を図るため、建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領（以下、「要領」という）対象工事である。受注後、快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された

特　記　仕　様　書

[沖　縄　県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		39	熱中症対策に資する試行対象工事	1 2 3	<p>工事に適用する。詳細は、要領を参照されたい。</p> <p>(技術・建設業課HP → 2. 主な事業(施策)の紹介 → 13. 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書) (http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html)</p> <p>本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。</p> <p>現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正是変更契約において行うものとする。</p> <p>補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数※</p> <p>※ 補正係数 : 1. 2</p> <p>用語の定義</p> <p>(1) 真夏日</p> <p>日最高気温が30度以上の日をいう。</p> <p>ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>(2) 工期</p> <p>工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。</p> <p>なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) 真夏日率</p> <p>以下の式により算出された率をいう。</p> <p>真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする</p> <p>工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し提出すること。</p> <p>気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。</p>

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				4	<p>ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いてもよい。</p> <p>なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出すること。</p> <p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。</p>
	40	法定外の労災保険の付保		1	<p>本工事は、ICT活用工事【施工者希望型】の対象工事であり、受注後に「沖縄県におけるICTの活用の推進に関する試行要領（令和2年9月1日）」によるICT施工技術を活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>沖縄県のHP参照 (https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/kouji-doboku-eizen.html (ホーム > 社会基盤 > 建築・開発 > 事業概要・制度概要 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 工事関係（土木・営繕）))</p>
	41	ICT活用工事		1	<p>本工事は、建設現場の遠隔臨場活用する工事【受注者希望型】の対象工事であり、受注後に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」により活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>沖縄県のHP参照 (https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/kouji-doboku-eizen.html (ホーム > 社会基盤 > 建築・開発 > 事業概要・制度概要 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 工事関係（土木・営繕）))</p>
	42	建設現場の遠隔臨場について		1	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p>
	43	建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について		1	<p>受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。</p> <p>また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p>
	44	本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について		2	<p>発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設</p>

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					<p>業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】</p> <p>https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</p> <p>【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】</p> <p>ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p>

現場説明における条件明示

特記事項	内 容	
1. 機器仕様	1	別途配付する「新港ふ頭7号岸壁保安設備（電気）改修工事（R4）機器仕様書」による。
2. 積算条件	1 2 。	本工事の工種区分は、道路維持工事として間接費（共通仮設費、現場管理費）を計上している。 本工事の間接費（共通仮設费率、現場管理费率）は、施行地域区分を市街地（DID補正）（1）－1として補正している